

平成24年10月15日

電波の医療機器等への影響に関するワーキンググループ報告

1. 指針の改正について

「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」について、別紙のとおり改正することが適切である。

2. 今後、検討が必要な事項について

(1) 新しい電波利用機器への対応

スマートフォンのように複数の無線設備を複合的に使用する機器やLTE方式の携帯電話など、最近普及が進展している電波利用機器が植込み型医療機器へ及ぼす影響について、引き続き調査することが必要である。

(2) ペースメーカー、除細動器以外の植込み型医療機器への対応

植込み型神経刺激装置や着脱型除細動器など、新たな植込み型医療機器への影響防止について、早急に調査することが必要である。

3. その他

関係者が正確な情報に基づき適切な対応ができるように、リスクコミュニケーションを一層推進していくことが必要である。

指針改正(案)

1 携帯電話端末及びPHS端末の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針

平成 24 年 7 月 25 日以降サービスが行われている方式の携帯電話端末による植込み型医療機器への影響を調査した結果、一部の植込み型医療機器について、携帯電話から最長で数 cm 程度の離隔距離で影響を受けることがあったことから、以下の通り取り扱うことが適切である。

なお、PHS 端末については、影響を受けた植込み型医療機器はなかったが、携帯電話端末と外見上容易に区別が付きにくいいため、PHS 端末の所持者は、必要に応じて植込み型医療機器の装着者に配慮することが望ましい。

ア 植込み型医療機器の装着者は、携帯電話端末の使用及び携行に当たっては、携帯電話端末を植込み型医療機器の装着部位から **2215 cm**程度以上離すこと。
また、混雑した場所では、付近で携帯電話端末が使用されている可能性があるため、~~十分に~~注意を払うこと。

~~イ 植込み型医療機器の装着者は、PHS 端末の使用に当たっては、アの携帯電話端末と同様に取り扱うこと。~~

~~PHS 端末を植込み型医療機器へ近づけた場合に全く影響を受けないわけではなく、また、PHS 端末と携帯電話端末が外見上容易に区別が付きにくく、慎重に取り扱うという意味で、携帯電話端末と同様に取り扱うことが望ましい。~~

ウイ 携帯電話端末及び PHS 端末の所持者は、植込み型医療機器の装着者と近接密着した状態となる可能性がある場所（例：満員電車等）では、携帯電話端末と植込み型医療機器の装着部位との距離が 15cm 程度以下になることがないよう注意を払うこと。なお、身動きが自由に取れない状況下等、15cm 程度の離隔距離が確保できないおそれがある場合には、その事前に携帯電話端末等の電源を切るが電波を発射しない状態に切り替えるなどのよう配慮対処をすることが望ましい。

指針改正案の考え方

電波の医療機器等への影響に関する
ワーキンググループ 主査

1 離隔距離の見直しについて

調査結果を踏まえた上で国際整合性を考慮して、携帯電話との離隔距離を22cmから15cmに見直す。

【理由】

- ・従来の離隔距離(22cm)が最大干渉距離15cmに安全率を見込んだものであるため、調査結果において第3世代携帯電話との最大干渉距離が3cmであったことにより、離隔距離が短縮できる可能性が出てきたこと
- ・ペースメーカーのEMI耐性評価に係る国際規格(ISO)、欧州規格(CEN/CENLEC)、米国規格(ANSI/AAMI)においては、携帯電話相当の電波を15cmの離隔距離で受けても動作に異常をきたさないよう定められており、これらとの整合性を図ることにより、植込み型医療機器の装着者及び携帯電話端末の所持者双方の理解度の向上が見込まれること

2 携帯電話端末の所持者に対する注意事項の修正

WGにおける検討を踏まえ、「植込み型医療機器の装着者と密着した状態となる可能性がある場所(満員電車等)では、携帯電話端末の電源を切るよう配慮することが望ましい」との表現を修正する。

【理由】

- ・「電源を切ることを求めるのは科学的な調査結果に基づくものではなく、かえって植込み型医療機器の装着者に誤った不安を与えるおそれがあるものではないか。シルバーシート周辺での電源OFFに関する誤解を解消できるような表現に修正が必要である。」とのWGにおける検討結果に基づくもの

3 PHS 端末の取扱いに関する修正

PHSについては、携帯電話と同様に取り扱うことを求めてきたが、測定調査の結果及びWGにおける検討を踏まえ、「配慮することが望ましい」との表現に修正。

【理由】

- ・PHS 端末については、これまでの測定調査結果において、植込み型医療機器に影響を与えた事例がなかったこと
- ・「PHS 端末について、利用状況の変化を踏まえた修正が必要」、「指針の記載内容は科学的根拠に基づく内容とすべき」とのWGにおける検討結果に基づくもの

以 上